

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北九州市は、母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

北九州市長

公表日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務(ひとり親家庭等日常生活支援事業)
②事務の概要	母子家庭、父子家庭及び寡婦が修学等の自立促進に必要な事由や疾病等の事由により、一時的に生活援助や保育サービスが必要な世帯又は生活環境の激変により、日常生活を営むのに支障が生じている場合など、家庭生活支援員を派遣するなどし、母子家庭等の生活の安定を図ることを目的とした事業。 ①派遣対象家庭の登録申請書の受理 ②登録の可否及び利用料の決定 ③派遣対象家庭名簿の作成・整備
③システムの名称	宛名管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
ひとり親家庭等日常生活支援事業対象家庭名簿	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の44の項 主務省令(第35条) ・北九州市個人番号の利用に関する条例第3条第3項及び別表第2の20の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第1項第7号 別表第二の64の項 主務省令(第35条)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども家庭局子ども家庭部子育て支援課
②所属長	子育て支援課長 岩佐 健史
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒803-0814 北九州市小倉北区大手町11番5号 北九州市立文書館
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市子ども家庭局子ども家庭部子育て支援課 093-582-2410

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成28年8月22日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成28年8月22日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない